

## 5 用語集（ページは初出を表しています。）

### あ行

#### ○ I C T（情報通信技術）（P24）

「Information and Communication Technology」の略称。IT（Information Technology）よりも通信によるコミュニケーションの重要性を強調した言葉で、ネットワーク通信を利用した情報・知識の共有を重要視しています。

#### ○アクセシブルな書籍（P25）

読書バリアフリー法第2条第2項の「視覚障害者等が利用しやすい書籍」のこと。点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍で、例えば点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック、布の絵本等があります。

#### ○アクセシブルな電子書籍等（P24）

読書バリアフリー法第2条第3項の「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」のこと。電子端末機器等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識できるもので、例えば、音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書等、オーディオブック、テキストデータ等があります。

#### ○アール・ブリュット（P68）

「生（き）の芸術」という意味のフランス語で、正規の美術教育を受けていない人が、内面から湧き上がる衝動を既存の芸術に影響を受けていない絵画や造形という手法で表現したものといいます。

#### ○医療的ケア（P1）

人工呼吸器による呼吸管理、たんの吸引や経管栄養など、日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為をいいます。

#### ○インクルーシブ教育システム（P58）

人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みであり、障害のある人が「教育制度一般」から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。

#### ○うつ病（P38）

気分がひどく落ち込んだり何事にも興味が持てなくなったりして強い苦痛を感じ、日常の生活に支障が現れるまでになった状態を示します。

基本的な症状として、強い抑うつ気分、興味や喜びの喪失、食欲の障害、睡眠の障害、精神運動の障害、疲れやすさ、気力の減退、強い罪責感、思考力や集中力の低下などがあります。

#### ○エスコートゾーン（P29）

道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列のことをいいます。

## か行

### ○介護福祉士（P56）

「社会福祉士及び介護福祉士法」に位置付けられた介護業務に携わる人の国家資格。具体的には、身体上又は精神上の障害により日常生活を営むのに支障がある人に対し、その状況に応じた介護を行うことや、介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする人をいいます。

### ○基幹相談支援センター（P40）

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて「地域移行・地域定着の取組」、「地域の相談支援体制の強化の取組」に係る業務を行うことを目的とする施設です。

### ○共生型サービス（P18）

介護保険又は障害福祉サービスのいずれかの指定を受けた事業所が、他方の制度の指定を受けやすくするもの。障害のある人が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするとともに、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、2018（平成30）年度に創設されました。

### ○強度行動障害（P21）

自分の体を叩いたり、食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起きるため、特別に配慮された支援が必要となっている状態をいいます。

### ○緊急通報手段（110番アプリ、ファックス110番、メール110番）（P31）

聴覚障害者等が、ファクシミリ及び携帯電話のアプリやメール機能を利用して警察への緊急通報を送信するシステムをいいます。

### ○くらしの安心ネットとやま（P32）

福祉関係団体、消費者団体等、協力機関（弁護士会等）、行政機関等がネットワークを形成し、最新の消費者被害情報の共有や連携を通じて消費者問題に適切かつ迅速に対応し、被害の未然防止、早期救済を図ることで安全・安心な消費生活の実現を目指す仕組みをいいます。

### ○グループホーム（P22）

障害のある人が相談や日常生活上の援助等を受けながら共同生活を行う住居をいいます。

### ○ケアネット活動（P45）

一人暮らしの高齢者や障害のある人などの地域の要支援者一人ひとりに、地域住民自らがチームを結成し、見守りや声かけ、買物代行等の個別支援を行う活動をいいます。

### ○ケアマネジャー（介護支援専門員）（P34）

要介護者等の相談に応じ、心身の状況等に応じ適切なサービス（訪問介護、デイサービスなど）を受けられるようケアプラン（介護サービス等の提供についての計画）の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う者であって、介護支援専門員証の交付を受けた者をいいます。

### ○警察版コミュニケーション支援ボード（P31）

話し言葉によるコミュニケーションが困難な人に対し、文字やイラストなどを指で示すことで、意思の疎通を支援するためのボードをいいます。

### ○高次脳機能障害（P9）

頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として生じる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害をいいます。これに起因して日常生活又は社会生活への適応が困難となる場合があります。

## ○合理的配慮（P1）

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったときに、過重な負担とならない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うことをいいます。

## ○コミュニティー・ソーシャルワーカー（P45）

地域において、支援を必要とする人々に対して、地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く環境を重視した援助を行うとともに、新たなサービスの開発や公的制度との関係を調整する、社会福祉に関する知識を有した専門職です。

## さ行

### ○サピエ図書館（P25）

正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」といい、視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある人に対して、点字データ、デイジーデータ等を提供するネットワークのことです。

### ○視覚障害者等用データ送信サービス（P25）

国立国会図書館が各機関から収集した視覚障害者等用データと、国立国会図書館が製作した視覚障害者等用データをインターネット経由で送信するサービスのことをいいます。

### ○視覚障害者用誘導ブロック（P29）

視覚障害のある人に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいいます。「点字ブロック」ともいいます。

### ○事業継続計画（P31）

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画をいいます。

### ○重層的支援体制整備事業（P41）

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業をいいます。

### ○児童発達支援センター（P58）

障害のある子どもを通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う施設をいいます。

### ○社会に学ぶ「14歳の挑戦」（P17）

中学2年生が、5日間学校外で職場体験活動や福祉・ボランティア活動等に参加することにより、規範意識や社会性を高め、将来の自分の生き方を考えるなど、生涯にわたってたくましく生き抜く力を身に付ける本県独自の取組をいいます。

### ○社会福祉士（P56）

「社会福祉士及び介護福祉士法」に位置付けられた介護業務に携わる人の国家資格。具体的には、身体上又は精神上の障害により日常生活を営むのに支障がある人に対し、福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする人をいいます。

### ○社会モデル（P14）

障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする考え方をいいます。

## ○周産期母子医療センター（P33）

出産前後の母体・胎児や新生児に対する高度で専門的な医療を提供する医療機関であり、二次医療圏ごとに1つ以上、計6つの医療機関が指定されています。

## ○重症心身障害（P17）

他の障害とあわせて児者を削除重度の肢体不自由及び重度の知的障害が重複している状態をいいます。

## ○住宅性能表示制度（P28）

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、国土交通大臣が指定する第三者機関が住宅の性能（構造の安全、火災時の安全、劣化の軽減、温熱環境など）を評価し、項目ごとに等級で表示する制度をいいます。

## ○就労継続支援事業所（P65）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に対し就労の機会を提供し、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を提供する事業所をいいます。

## ○手話通訳者（P24）

手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び技術基本を習得している者をいいます。また、手話通訳の技能を持つ人の総称として、手話通訳士、手話奉仕員を含む意味で使用される場合もあります。

## ○障害児通所支援（P58）

児童福祉法に規定されている「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「居宅訪問型児童発達支援」及び「保育所等訪問支援」の総称です。

## ○障害児等療育支援事業（P42）

在宅障害児者のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、障害児者施設の有する機能を活用し、療育、相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供の援助、調整等を行い、地域の在宅障害児者及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業をいいます。

## ○障害者雇用納付金制度（P64）

障害者雇用率未達成の民間企業（常用雇用労働者数100人超）から納付金を徴収するとともに、一定水準を超えて障害のある人を雇用している民間企業に対して、障害者雇用調整金、報奨金を支給するものです。

## ○障害者雇用率（P64）

障害者の雇用の促進等に関する法律によって定められた身体・知的・精神障害者の雇用割合をいいます。

## ○障害者週間（P16）

障害者基本法において、国民の間に広く障害のある人の福祉についての关心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、12月3日から9日までの1週間を障害者週間と定め、国及び地方公共団体は、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないとされています。

## ○障害者就業・生活支援センター（P42）

就職や職場への定着が困難な障害のある人を対象として、身近な地域で雇用・福祉・教育等の関係機関との連絡の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を一体的に実施しています。

## ○障害者職業センター（P62）

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて、「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」が運営する施設で、ハローワーク等の関係機関と緊密な連携を図り、障害のある人及び事業主に対する専門的な相談・援助、障害のある人の職業支援に携わる地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助を行っています。

## ○障害者スポーツ審判員 (P67)

一般競技とルールが異なる障害者スポーツについての審判を行う者をいいます。

## ○障害者110番 (P21)

一般社団法人富山県手をつなぐ育成会に常設相談窓口を設置し、障害のある人の権利擁護に関する相談等を受け付ける事業で、内容に応じて弁護士等による相談チームを編成して専門相談を行うほか、必要に応じて専門機関への依頼を行っています。

[TEL 076-441-7214、FAX 076-441-7255]

## ○障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例 (P12)

障害を理由とする差別の解消について、基本理念を定め、並びに県及び県民の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）と相まって、全ての障害のある人が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする条例です。2016（平成28）年4月1日から施行しています。

## ○障害福祉サービス等情報公表制度 (P25)

事業者が障害福祉サービスの内容等を都道府県等へ報告し、都道府県知事等が報告された内容を公表することで利用者が良質なサービスができるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図る制度のことをいいます。

## ○障害保健福祉圏域 (P14)

障害者施策について、地域的に均衡のとれた施設配置や効果的な施設展開を実現するため、4つの障害保健福祉圏域（富山、高岡、新川、砺波）を設定しています。

## ○触手話 (P25)

盲ろう者とのコミュニケーション方法の一つで、送り手のする手話に受け手が触れて、内容を読み取る方法をいいます。

## ○ジョブコーチ（職場適応援助者）(P65)

障害のある人が職場の環境、職務、人間関係等に慣れていくよう、また、企業が障害のある人本人の特性や配慮事項を理解した上で雇用管理や技術指導を行えるよう、職場訪問を通じて、障害のある人と企業への助言・提案を一体的に行います。

## ○心身障害者扶養共済制度 (P48)

心身障害者の保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、当該保護者が死亡し、又は重度障害となったとき、当該心身障害者に終身一定額の年金を支給する制度をいいます。

## ○身体障害者相談員 (P41)

身体障害者の福祉の増進を図るために、身体障害者の相談に応じ、その人の更生のために必要な援助を行う者をいいます。社会的信望があり、かつ、身体障害者の更生援護に熱意と識見を持っている者に市町村が委託します。

## ○身体障害者手帳 (P17)

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する手帳です。手帳の交付を受けるには、知事が指定する専門医（指定医）の診断書と写真を添えて居住地の市福祉事務所、町村障害福祉担当課に申請することが必要です。

## ○身体障害者補助犬 (P28)

身体障害者補助犬法に規定している「盲導犬」、「介助犬」及び「聴導犬」の総称です。公共施設、公共交通機関、不特定多数が利用する施設、障害のある人を雇用する事業所では、身体障害者による身体障害者補助犬の同伴を拒んではならないとされています。

## ○生活介護事業所 (P55)

障害福祉サービス事業所の一つで、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う事業所をいいます。

## ○生活福祉資金貸付 (P48)

低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、自立した生活が送れるように必要な資金の貸付けを行う制度です。資金の種類には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金及び不動産担保型生活資金があります。富山県社会福祉協議会が実施しています。

## ○精神科救急情報センター (P38)

緊急の精神科医療相談を希望される方を対象に、24時間いつでも相談を受け付け、必要に応じて医療機関を案内しています。[TEL 076-433-3996]

## ○精神障害者保健福祉手帳 (P1)

精神保健福祉法に基づき交付され、手帳の交付を受けた者に対して、各種の支援策を講じることにより、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。手帳の交付を受けるには、申請書に医師の診断書又は障害年金の年金証書の写し、本人の写真を添えて居住地の市町村役場に申請することが必要です。

## ○成年後見制度 (P22)

認知症高齢者等判断能力が不十分な人を支援し、その人の権利を守るため、財産管理や身上監護（医療契約、住居に関する契約、介護契約）を代理権等が付与された成年後見人等が行う制度です。家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」と、判断能力が不十分な状態になったときに備えてあらかじめ本人が後見人を選ぶ「任意後見」があります。

## ○性暴力被害ワンストップ支援センターとやま (P42)

性犯罪・性暴力被害者のための相談窓口です。性別、年齢問わず24時間365日ご相談いただけます。相談・カウンセリング等の心理的支援、医療支援、関係機関への同行支援など総合的な支援を可能な限り1箇所で提供します。

[TEL #8891・0120-8891-77（通話料無料）076-471-7879（通話料有料）]

## ○赤外線補聴システム (P26)

赤外線を用いて難聴者等のコミュニケーションを支援するシステムです。マイク等からの入力音声をFM変調し、赤外線に変換して放射された情報を専用の赤外線レシーバーで受信することにより、明瞭な音声を聞くことができます。

## ○総合的な学習（探求）の時間 (P17)

変化の激しい社会に対応して、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目指している学習（探求）の時間をいいます。

### た行

## ○短期入所（ショートステイ）(P47)

障害福祉サービスの一種で、居宅において障害児者の介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等へ障害児者を短期間入所させて、入浴、排せつ又は食事の介護等の支援を行うものです。

## ○地域活動支援センター（P52）

障害のある人に創作的活動、生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設。市町村が実施する地域生活支援事業のひとつです。

## ○地域共生型福祉拠点（P18）

高齢者や障害児者等が住み慣れた地域で快適に暮らし続けられるよう、年齢や障害の有無にかかわらずサービスを提供する富山型デイサービス（共生型サービス）を行う事業所などをいいます。

## ○地域貢献型事業（コミュニティビジネス）（P46）

地域住民が主体となって、地域が抱える福祉、教育等の課題をビジネスの手法を用いて解決する取り組み。また、地域にある労働力、原材料、ノウハウ、技術といった資源を活用することにより、その地域の再生にも資するものをいいます。

## ○地域自立支援協議会（P40）

市町村又は障害保健福祉圏域単位において構成され、関係機関等が障害のある人の支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する組織をいいます。

## ○地域精神保健福祉推進協議会（P17）

各厚生センターに設置されており、地域住民の精神保健福祉に関する知識の普及啓発や精神障害者の自立と社会参加に対する理解を深め、その協力・支援のための基盤づくりを進める組織をいいます。

## ○地域包括ケアシステム（P46）

高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制のこと。県民・事業者が担い手として参加し、地域で支える活動が重要になります。

## ○知的障害者相談員（P41）

知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行う者をいいます。社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援助に熱意と識見を持っている者に市町村が委託します。

## ○通級による指導（P61）

小・中学校等において、通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を特別な指導の場で行うもの。言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱を対象としています。高等学校は2018（平成30）年度より制度化されました。

## ○低床車両、低床バス（P29）

床面を超低床構造として乗降ステップをなくし、高齢者や児童にも乗り降りが容易なバスをいいます。

## ○点字図書（P25）

視覚障害のある人のために点字などで記述された図書をいいます。

## ○点訳奉仕員（P24）

点字図書の増冊、普及に協力するほか、市町村等からの依頼による点字による相談文書の翻訳や回答文書の作成、広報活動等に協力する者をいいます。

## ○統合失調症（P38）

統合失調症は、幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患です。それに伴って、人々と交流しながら家庭や社会で生活を営む機能が障害を受ける（生活の障害）という特徴を併せもっています。

### ○同行援護（P29）

障害福祉サービスの一種で、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人等の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の必要な援助を行うものです。

### ○特定書籍及び特定電子書籍等（P25）

著作権法第37条の規定により、視覚障害者等のために書籍の複製等を著作権者の許諾を得ずに製作されるアクセシブルな書籍及びアクセシブルな電子書籍等のことをいいます。

### ○特別支援学級（P61）

小・中学校等において、障害の種別ごとの少人数学級で、障害のある子ども一人一人に応じた教育を行うもの。知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害を対象としています。

### ○特別支援学校（P49）

障害の程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を幼稚部・小学部・中学部・高等部で行う。視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱を対象としています。

### ○特例子会社制度（P64）

事業主が障害のある人の雇用に特別に配慮した子会社を設立した場合、一定の要件の下に子会社の労働者を実雇用率の算定において、親事業主の雇用されているものとして取り扱う制度です。

### ○富山型デイサービス（P17）

年齢や障害の有無にかかわらず、高齢者、障害のある人、子どもなど誰もが住み慣れた地域において、家庭的な雰囲気の下で、きめ細かなケアが受けられる小規模なデイサービスをいいます。

### ○富山県医療的ケア児等支援センター（P42）

在宅の医療的ケア児等とその家族が身近な地域で安心して暮らせるよう、本人や家族等からの相談に応じ、情報の提供や助言その他の支援を行うとともに、関係機関等への情報の提供や研修等を行います。富山県リハビリテーション病院・こども支援センター内に設置しています。

### ○富山県依存症相談支援センター（P42）

2018（平成30）年5月に富山県心の健康センター内に設置。アルコール等の依存症について本人及び家族等からの相談や関係機関との一層の連携促進に関する事業を実施しています。[TEL 076-461-3957]

### ○とやま介護テクノロジー普及・推進センター（P48）

介護現場への介護ロボット等の普及促進を図るため、介護ロボットやICT等に関する相談対応や展示体験、情報発信、展示関連研修等を一元的に実施する機関です。（県社会福祉協議会に設置）

### ○富山県福祉人材センター（P56）

社会福祉法に基づく都道府県福祉人材センターとして、1991（平成3）年7月に富山県社会福祉協議会に設置。福祉人材無料職業相談をはじめ、福祉現場説明会や講習会の開催等、福祉人材の確保や定着に関する様々な事業を実施しています。

### ○富山県高次脳機能障害支援センター（P9）

高次脳機能障害者又はその家族を支援するため、相談支援や高次脳機能障害に係る普及啓発及び研修を行います。富山県リハビリテーション病院・こども支援センター内に設置しています。

### ○富山県工賃向上支援計画（P66）

障害者就労支援事業所が工賃向上に向けた取り組みを推進することにより、障害のある人が地域で自立した生活を送れるように支援するために、県の工賃向上に資する具体的な方策等を定めた計画をいいます。

## ○富山県歯科保健医療総合センター（P34）

地域歯科医療機関では対応が困難な障害のある方々に対する歯科診療、障害児（者）施設や支援学校への訪問による健康教育やブラッシング指導、休日等の救急歯科診療を実施しています。

## ○富山県手話言語条例（P24）

手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる社会の実現に寄与することを目的とする条例です。2018（平成30）年4月1日から施行しています。

## ○富山県手話施策推進協議会（P26）

県における手話の普及等に関する施策や、富山県手話言語条例の施行に関し必要な事項について知事に意見を述べることを目的として、同条例により設置された組織です。

## ○富山県障害者虐待防止ネットワーク協議会（P21）

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者の虐待防止、障害者虐待を受けた障害者の保護、自立の支援や養護者に対する適切な支援などを行うため設置されている組織です。

## ○富山県障害者芸術活動支援センター（P67）

障害者の芸術活動のさらなる振興を図るため、2018（平成30）年7月に開所されました。アール・ブリュット等に関する展覧会のほか、人材育成のための研修や事業所等に対する相談支援等を実施しています。事務局は特定非営利活動法人障害者アート支援工房ココペリ内に設置しています。

## ○富山県障害者権利擁護センター（P21）

障害者虐待の通報・相談の窓口として県に設置しています。TEL 076-444-3959（平日8時30分～17時00分）080-8695-3726（平日17時00分～翌朝8時30分、土日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日））各市町村にも障害者虐待の通報・相談窓口として「障害者虐待防止センター」が設置されています。

## ○富山県障害者施策推進協議会（P70）

障害者計画の策定・変更に際して意見を述べ、また、県における障害者施策の総合的かつ計画的な推進及び行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議するため、条例により設置されている組織です。学識経験者、障害のある人及び障害者福祉関係事業従事者等の委員20名で構成されています。

## ○富山県地域生活定着支援センター（P42）

高齢又は障害を有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所、少年院等）退所者について、退所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を、保護観察所と協働して進める施設。本県では、2011（平成23）年10月に済生会富山病院内に設置しています。

## ○富山県難病相談・支援センター（P42）

難病の患者の療養生活に関する各般の問題について難病の患者及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行い、難病の患者の療養生活の質の維持向上を支援することを目的とする施設です。

## ○富山県発達障害者支援センター（P8）

発達障害を有する児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じた切れ目のない支援等を行います。富山県リハビリテーション病院・こども支援センター内に設置しています。

## ○富山県ひきこもり地域支援センター（P42）

ひきこもりに特化した専門的な第一次相談窓口として、ひきこもりの状態にある本人や家族の相談に応じるとともに、ひきこもり支援コーディネーターを中心に、地域における関係機関とのネットワークの構築やひきこもり対策に必要な情報を広く提供するひきこもり支援の拠点。富山県心の健康センターに設置しています。[〒939-8222 富山市蟠川459-1 Tel076-428-0616]

## ○富山県福祉人材確保対策会議（P55）

福祉・介護ニーズの増大や多様化・高速化に対応し、将来にわたって福祉・介護ニーズに適確に対応できる人材を安定的に確保することを目的として、2008（平成20）年に設置。関係機関・団体が連携して、情報を共有しながら、有効な方策を検討しています。

## ○富山県民福祉条例（P2）

少子・高齢社会への対応や高齢者、障害のある人等の自立と社会参加を積極的に進めていくため1996（平成8）年に制定。この条例に定める基本理念に基づき、様々な福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

## ○富山県民福祉推進会議（P28）

高齢者、障害のある人を含むすべての県民が互いに支えあい、幸せに生きる福祉社会の実現を目指して1997（平成9）年に設置。県民総参加による福祉活動の推進のため、県内各界各層の代表から構成されています。

## ○とやまパープルリボンキャンペーン（P31）

国における「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年 11/12～11/25）と呼応し、同期間に県で実施するDV防止啓発事業のことをいいます。男女が互いの人権を尊重しあい、暴力を許さないという意識を徹底し、多くの県民にDVに関する情報が届くようDV防止啓発パネルの展示やパープル・ライトアップなどを実施しています。

### な行

## ○難病（P1）

発症の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない、希少な疾病であって、長期の療養を必要とするものです。

## ○二次障害（P34）

本来抱えている様々な障害特性を一時障害と捉えると、環境やかかわりに起因する適応困難な状態は二次障害と捉えられます。二次障害を起こさせないような予防的対応を常に意識しておくことが重要です。

## ○日常生活自立支援事業（P23）

判断能力が不十分な高齢者や障害のある人等の権利を擁護し、できる限り地域で自立した生活を送ることができるよう、市町村社会福祉協議会が本人との契約により、各種福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等を行う事業です。

## ○日常生活用具の給付制度（P48）

日常生活用具を必要とする障害者、障害児、難病患者等（政令に定める疾病に限る。）に対し、特殊寝台、点字機、ストーマ装具等、障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により福祉の増進に資することを目的とした事業です。

## ○日中一時支援 (P47)

障害児者の日中における活動の場を確保し、障害児者の家族の就労支援及び障害児者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。

## ○認知症疾患医療センター (P39)

認知症の速やかな鑑別診断や行動・心理状態(BPSD)と身体合併症に対する急性期医療、専門医療相談、関係機関との連携、研修会の開催等の役割を担う専門医療機関をいいます。

・にいかわ認知症疾患医療センター	住所：魚津市大光寺287	TEL : 0765-22-3399
・谷野呉山病院認知症疾患医療センター	住所：富山市北代5200	TEL : 076-436-2324
・高岡市民病院認知症疾患医療センター	住所：高岡市宝町4-1	TEL : 0766-23-0204
・北陸病院認知症疾患医療センター	住所：南砺市信末5963	TEL : 0763-62-1950

## ○農福連携 (P66)

障害のある人の工賃向上や働く場の確保、農業の担い手不足の解消などを図るため、農業者と福祉団体が連携して、障害者等の農業分野での就労を支援する取組をいいます。

## は行

### ○パーキングパーミット制度 (P29)

駐車場の施設管理者の協力の下、行政が障害者等用駐車区画を利用できる対象者の範囲を決めるとともに、申請のあった方に対し、利用証を交付することで、障害者等用駐車区画の適正利用を促進する制度です。

### ○発達障害 (P1)

発達障害者支援法においては、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。

### ○発達障害者支援地域協議会 (P49)

発達障害に係る関係者等が、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する組織です。2016（平成28）年の発達障害者支援法の改正により、都道府県及び政令指定都市での設置が規定されました。

### ○パラスポーツ指導員 (P67)

パラスポーツの普及・啓発を推進する者をいい、(公財)日本パラスポーツ協会の公認資格として初級・中級・上級の3種類の資格区分があります。

### ○バリアフリー (P14)

障害のある人、高齢者、妊婦や子ども連れの人々が社会生活をしていく上での物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁（バリア）を取り除くとともに、新しいバリアを作らない考え方をいいます。

### ○バリアフリー対応型信号機 (P30)

視覚障害者用付加装置（ピヨピヨカッコー）、歩行者等支援装置（PICS）、高齢者等用押ボタン装置、歩行者感應装置、経過時間表示付き歩行者用灯器、高度化PICSなどの交通信号機をいいます。

### ○ピアソーター、ピア・フレンズ、ピアカウンセリング (P41)

当事者やその家族が、ピア（仲間）として、同じ問題を抱える人の悩みや不安などを共有し、共に考え、支援（サポート）を行うものです。

## ○ヒアリングループ (P26)

難聴者の聞こえを支援する設備で、磁界を発生させるループアンテナを床などに輪のように敷設することにより、そのループアンテナが音声を磁気に変え、その磁気を補聴器や受信機が音声信号として受信することにより、音声として聞くことができるというものです。

## ○避難行動要支援者 (P13)

高齢者、障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者等のうち、災害発生時等に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難を確保するため、特に支援を必要とする人のことです。

## ○避難行動要支援者名簿 (P13)

市町村が作成する避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、支援が必要な理由などをまとめた名簿のことです。

## ○福祉サービス第三者評価制度 (P54)

事業者自らが事業の運営方法やサービスの提供の方法などにおける問題を把握し、その改善を図るため、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場からサービスを評価する制度のことです。

## ○福祉タクシー (P29)

道路運送法第3条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のことをいいます。

## ○福祉のまちづくり (P17)

県民ひとりひとりが互いに支えあい、協働しながら一体となって、ハード・ソフト両面における取り組みを行うことにより、人に優しい安全で安心なまちづくりを推進することをいいます。

## ○福祉避難所 (P13)

災害発生時に、一般の避難所では生活することが困難な高齢者や障害のある人等の方々が特別な配慮を受けられる二次的避難所(社会福祉施設や学校の教室などの福祉避難スペース等)のことです。

## ○福祉用具 (P52)

障害のある人の生活、学習、就労と高齢者の生活や介護・介助の支援のための用具又は機器。障害のある人等の生活の質の向上と自立促進を目的とします。

## ○ふれあいコミュニティ・ケアネット21 (P18)

小地域(概ね小学校区)を単位として、乳幼児からお年寄りまでの要支援者一人ひとりを対象に、その地域住民と医療、保健、福祉関係者が一体となり、見守りや話し相手など制度化されていないサービスを提供し、だれもが地域の中で孤立することなく、安心して生活できる福祉のまちづくりを進めようとするものです。

## ○ヘルプマーク、ヘルプカード (P17)

ヘルプマークは、義足や人工関節使用者、内部障害や難病、妊娠初期など、外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりづらい人等が着用することにより周囲に支援を必要としていることを知らせるマークです。本県では、2018(平成30)年7月から県や各市町村の障害福祉担当課などで配付しています。また、ヘルプカードは、障害のある方が普段から身につけておくことで、緊急時や災害時、困った際に、周りの方に支援を求めるきっかけをつくるカードです。

## ○放課後等デイサービス (P46)

障害福祉サービス等の一種で、障害のある子どもに対し、放課後や休日等において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うものです。

## ○法定雇用率 (P63)

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、民間企業、国、地方公共団体等の事業主に対し、その雇用する労働者に占める障害者の割合が一定率以上になるよう義務付ける制度です。

## ○ホームヘルプサービス (P12)

障害福祉サービスの一種で、在宅の障害のある人の家庭をホームヘルパーが訪問し、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事などの生活全般にわたる援助を行うものです。

## ○訪問看護ステーション (P35)

病気や障害を持った人が住み慣れた地域や自宅で、その人らしく療養生活を送れるように、看護師等が生活の場へ訪問し、療養上の世話または必要な診療の補助を行う事業所のことをいいます。

## ○補装具 (P48)

身体障害者、身体障害児及び難病患者等（告示に定める疾病に限る。）の失われた身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具であり、義肢、装具、車いすなど厚生労働大臣が定めるものをいいます。

## ○ボランティア活動コーディネーター (P18)

ボランティア活動をやってみたい人や既にボランティア活動に参加している人に対し、自分自身のボランティア体験を活かして相談や助言等を行い、ボランティア活動の推進に協力するため市町村社会福祉協議会から委嘱された人で、地域のボランティア活動の推進役。

### ま行

## ○民生委員・児童委員 (P41)

厚生労働大臣から委嘱され、市町村の区域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことなどにより、社会福祉の増進に努める方々。身分は特別職の地方公務員とされ、民生委員は児童委員を兼ねるものとされています。その職務は、民生委員法及び児童福祉法に定められているほか、生活保護法などの個別の法律にも定められているなど、非常に幅広いものとなっています。

## ○メンタルヘルスサポート (P18)

精神障害者からの相談に応じ、又は心の健康に関する普及啓発を行う心の健康づくりのボランティアをいいます。

## ○盲ろう者向け通訳・介助員 (P24)

視覚障害と聴覚障害の重複障害者である盲ろう者の生活及び支援のあり方について理解と認識を深めるとともに、盲ろう者との日常的なコミュニケーションや盲ろう者への通訳及び移動介助を行うに際し、必要な知識を習得している者をいいます。

### や行

## ○ヤングケアラー (P14)

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のことをいいます。

## ○ユニバーサルデザイン (P14)

「全ての人々のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインする考え方。対象を障害のある人や高齢者等に限定していない点が、「バリアフリー」とは異なります。

## ○ユニバーサルデザインタクシー（P29）

車いすのままでの乗降や、補助ステップや握りやすい手すり等による安全でスムーズな乗降ができるなど、身体障害者や、高齢者、妊産婦、子供連れの人といった様々な人が利用できる構造となっているタクシー車両をいいます。

## ○指点字（P25）

盲ろう者とのコミュニケーション方法の一つで、盲ろう者の指を点字タイプライターの6つのキーに見立てて、左右の人差し指から薬指までの6指に直接打つ方法をいいます。

## ○要約筆記、要約筆記者（P24）

聴覚障害のある人に対する情報保障の方法の一つで、聴覚障害のある人に話の内容、会議・講義の内容などをリアルタイムで文字通訳することをいいます。要約筆記を行うのに必要な知識及び技術を習得している者をいいます。

## ら行

### ○療育手帳（P1）

療育手帳制度要綱に基づき交付され、知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくすることを目的とした手帳です。手帳の交付を受けるには、写真を添えて居住地の市福祉事務所、町村障害福祉担当課に申請することが必要です。

### ○レスパイト（P47）

「一時休止」、「休息」、「息抜き」という意味を持ち、障害のある人等を日常的に介護している家族等が、心身を癒すため一時的に介護を離れることをいいます。

### ○朗読図書（P25）

視覚障害のある人のために内容を音声で収録した図書をいいます。「声の図書」ともいいます。

### ○朗読奉仕員（P24）

録音図書の増冊・普及に協力するほか、広報活動、文化活動などに協力する者をいいます。